

「バス事業者による日本版ライドシェアの先行トライアル実施に当たっての法人タクシー事業の許可に係る取扱いについて」の一部改正に関する意見募集の結果について

令和8年3月31日  
国土交通省物流・自動車局

国土交通省では、令和8年2月24日(火)から令和8年3月26日(木)まで、「バス事業者による日本版ライドシェアの先行トライアル実施に当たっての法人タクシー事業の許可に係る取扱いについて」の一部改正に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、3件の御意見が寄せられました。お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方を以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。本件と直接の関係がないため掲載しなかったご意見等についても、今後の参考にさせていただきます。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

| No | 御意見                                                                                                                                 | 御意見に対する国土交通省の考え方                                                                                                                                                                                                      |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | <p>バス会社の業務を奪う形になっているのではないかと。</p> <p>行政は、本来の公共交通網の支援および維持に努めるべきではないのか。</p>                                                           | <p>地域の移動の不足を解消するためには、地域の実情に合った交通モードで対応できるようにする必要があると考えております。</p> <p>そのため、バス事業者におかれましては、本制度を地域の移動の不足解消のための一つのツールとしてご活用いただければと考えております。</p>                                                                              |
| 2  | <p>地域の足が本当に必要なのは路線バスすら維持できなくなった限界集落だと思慮する。</p> <p>先行トライアルの実態を見る限り、この制度は本来手を打つべきであろう過疎地の足確保より都市部・観光地での既存バス会社の収益拡大が主目的になっていると感じる。</p> | <p>現在先行トライアルを行っているバス事業者の中には、過疎地において持続的な地域の移動の足の確保を目指して、国や自治体の支援を受けながら取組みを実施している事業者もあり、ご指摘には当たらないものと考えております。</p> <p>地域の移動の不足は、必ずしも過疎地だけの問題ではないと考えておりますが、本制度は地域を問わず活用することが可能となっているため、過疎地も含めて移動の不足の解消に資するものと考えております。</p> |
| 3  | <p>バス事業者による日本版ライドシェア実施にあたっては、エリアごとにライドシェア車両数の上限を設けるべき。</p> <p>タクシーを必要とするタクシー供給が不足する部分にのみライドシェアを認めるよう配慮いただきたい。</p>                   | <p>本制度はタクシーの補完という位置づけとなっているため、供給過剰にならないよう使用可能車両数を設定するとともに、運行開始後、タクシー事業に影響が生じていると判断される場合は使用可能車両数を調整することといたします。</p>                                                                                                     |